

海國兵談 第十二卷

籠城並守具

籠城は先づ大將たる者覺悟を極むべし、元來籠城の趣意は大敵吾國へ押來れ共、味方小勢にては對應ならざる故、地形を人數の代りに用ゐ、引籠り居て敵を計る事なり又大敵ならず共、度々の軍を仕損じて籠城に及ぶ事もあるなり、籠城は善く守りて城を抜かれざるを主とする事なれ共、守るのみに泥む時は何時も請太刀に成て敢なく攻落さるるものなり、此故に兵を知るものの籠城は、或は城中より夜討を仕懸け又は敵の油斷を見切て不意に突懸り、或は根無言を風説して寄手の氣を疑はせ、杯する事のあるは城中仕懸太刀に成て、敵を請太刀になすべき術なり、是良將の籠城なり、籠城に大將の覺悟と言ふは必死の覺悟を極る事なり、初に言へる如く大敵に圍るるか又は度々軍を仕損じ、精力盡て籠城に及ぶ事なれば、運を開く事は覺束なき事なれ共、能く必死の覺悟を極め能く守攻の術を呑込て、守るにのみ屈せず能く臨機應變して敵を計る時は、寄手を追崩て運を開く事もあるなり、尤大將必死

の覺悟極らずんば、籠城も詮なき事なり、面を搔き撫て降を乞ふべし。籠城の時、番頭以上歴々の諸士必死の覺悟を極め兼ねる者をば、實議評定と云て歴々寄合て飾りなく評議し、愈々極め兼ねる者をば、實意を以て落し遣すべし、然し乍ら其徳無くして妄りに仁に似たる事を行へば、其虚に乗じて敢勇の士も臆病心を生じ、皆落支度に成事もあるべし、然る故に必死を極め兼ねる者を切棄にして、諸歴々の心氣を引立る事もあるべし、此所は大將の徳と不徳と明と不明とにある事なり、儲尋常の軍士又は陪卒等必死を極め兼ねるをば、五人組より其譯を言上して落し遣すべし、但語り辱めて恨を合せしむる事勿れ、恩言を與へ、或は運を開かば歸參せよ等言ひ合むべし、如此なれば其人出てても恥の心ある故、城中へ讐をする事なき物なりと言へり。

籠城は人の和第一なり、地之利不_レ如_レ人之和_一と言ふて、何程要害善城に籠る共上下不和なる時は内より破れを生ずる故、持堪ゆる事決して成らざる事なり、儲不和とは疑ひ間敷人を疑ひ、罪す間敷人を罪し、與ふ間敷者に與へ、與ふべきに與へず、賞すべきを賞せず、賞す間敷を賞するの故なり、是等の事あれば、下たる者上を恨むなり、下たる者上を恨めば、諸士何物も精に入る事なし、精に入ること無き故、守術も疎にな

りて敵にも破られ又内亂をも生ずるなり、此故に鐵箱の如き堅城に籠るとも、人和を失へる大將は忽ち踏落さると知べし、然る故に籠城第一の道具立は人和なり、と古の名將等の言ひ置し事なり、儲人和と言ふに世人の心得違あり先和と言へば上の人柄、譯もなく柔和にして、言罵の聲なく、此に小惠を行ひ、彼に小憐を加ふ、又下たる者も何の謂れもなく親み悦ひ、其上朋等同僚迄も異言なく、睦をのみ和と心得るなり、和なる事は、樵老^{チノ}漂母^{ヒラ}の和にして、城主の和とは別種なり、儲城主と言ふは軍士悉く智仁勇の趣を吞込み、法を守り、果敢を旨とし、人々皆勇にして和す、是武將の和なり、樵老漂母の和と天地懸隔なり。

籠城するには、墊際の一戦あるべし、其趣意は城攻の卷に言へる如く、軍其利を失ひ、段々押詰められて籠城に及ぶ事、是非も無き次第、無念至極なれ共、對應する事もならず、亦面を搔撫て降參も仕難き趣意より、一二を論せず引籠事なれ共、未だ城を敵の圍まざる以前に、逆寄に蹴散して敵を拂ふ事もあるか、又は縦ひ拂すとも武運傾きて引籠る事なれば、是に名残の一戦と思ひ詰て手ひごき一軍を爲る事なり、儲戦ふべき圖は敵の折指すべき場所を見切て、未だ後勢の殺到せざる所を討べし、次には城近く押寄ても未だ列を成さざる所を討べし、次には夜討すべし、夜討に四つの

圖あり夜軍の條に詳なり、偕此一戰に召俱す人數は中にも勇敢の者を撰て短兵急に取懸るべし、騎兵は臨時の見合次第なり。

主將の留主は人數も不足なるものなれば、變動の事ありとも十に八九は防戰の心懸なるべし、然りと雖も時宜に因ては早々人數を出して打拂ふ事もあるなり、留主城代の戰略にもあるべし。

日本諸流の籠城多くは城下の商家又は近村人民の穀帛、鹽噌並薪になるべき物或は相鍛の類迄悉く城中へ取入れ、連を開かば一倍にして返すべしと約束を定ると言へり、斯様の事は己より民心を離す仕形にして不出來なる事なれば、褒めたる事に非ず、然れども當時日本風にて蓄積の政に疎ければ、箇様の事を成して糧兵布帛鹽噌等を蓄ふる術なし、此故に政道の沙汰は暫く差置て、日本風の籠城には箇様の事を手疾くする事、籠城第一の支度なるべし、正成近江の國の穀を取て、叡山へ預け置たる事も此心持なり、偕右の譯なる故、急に臨み、七轉八倒して運び入るより、積年の心懸にて運々に貯置けば、籠城に臨て騒動する事もなく、其^本際も立派なるべし、是又城主肝要の心掛なるべし。

上にも言へる如く、城下並に近郷の穀帛を運び取事なれ共、火急の籠城か、饑饉年の

籠城には運入べき米穀もなかるべし、然れば大變の備に豫て富積あるべき事也、偕米穀を貯るには粟にて、俵なしに直に箱倉に入て貯ふべし、十年を経て虫喰ざるものなり、六尺四方の箱倉に三十石を入也勿論祿に應じて籠るべき人數を、豫て計り置て糧米を貯ふるべし、例へば千人籠るべき見詰ならば千人一年の食は米五千俵、粟にて一萬俵なり、右の積りにて上は三年分、中は二年、下は一年の貯あるべし、齊の田單は二年城を^持堪へ、雲州の尼子は六年籠城したり、是人和と糧食との二つを得たる故なり、貴ぶべきの至りなり、糧米の事は和漢其説多ければ新に説くに及はざる事なれ共、初學の爲に大略を言なり、先粟の事は始に言へるが如し、其外梁、稗、麥及び黍、稷、大小豆皆貯ふべし、又糲を善しとす、糲は百年を経るとも朽損じなきもなり、小子安永中に萬治年製の糲を食て試みたり、只其性軽く成るのみにて、曾て異味なし、此外乾肉、乾魚、乾菜、木の實等迄貯ふべし。

鹽は大瓶に入て貯ふれば一塊に成て百年をも有つものなり、是又萬治の鹽を見たり、味噌は鹽を強くして三年味噌に仕込み四年日に順繰りに取替べし。

城中には粟と澁柿を多く植べし、粟は勝粟に造り、澁柿は釣乾に造るべし、又一飢を救ふなり、

粟と糶とは收納の二百分一を年々貯ふべし、二百分の一は萬石より五十石を貯る事なれば心易きの至りなり、但し、これ程の貯も致されぬ程の不經濟ならば、所詮軍もよしなき事なり、城を進物にして早く匹夫と變ずるも然るべきなり。

籠城に外の味方より兵糧を送り來るとて、猥りに人夫共を城中へ入しむる事勿れ、味方の割符、合印を見合せ、俵の中を改めて後、城中へ入しむべし、油斷する事勿れ、正成は甲冑、兵器等を俵にして敵方の者の眞似して湯淺か城中へ運び入れ、入濟して後、俵の中より兵具を取出して物の具固め、城中を切立て、其城を落したる事あれば能く心を附べき事なり、偕又兵糧入の時、附入を心懸る敵あり、其様ならば早く門外へ人を出して俵の中を指改め、眞の兵糧ならば早く引入べし、然れ共其人に油斷する事勿れ、短刀にても狭み來らば、其短刀をば奪取べし、其外人の心の附様種々あるべし、怠る事勿れ。

上にも言へる如く、糧米も多く、人も和し、守術も巧みにして數年城を落されざるは善成る事は善なれ共、只持堪へたる計にては、善の善とは言ひ難し、持堪へたる上に能く計て寄手を追拂ふを善の善と言ふなり、然れ共これは至極の妙所なり、例ひ敵をば拂はず共、二三年も城を持堪へたる事中々、凡將の能はざる所なり、籠城の將帥

能々思ふべし。

城門を開て討て出づべく思ふ時は、先づ矢砲を發し、又は石等を落し懸けて、敵の四度路になるを見濟して脱兎の如く突て出づべし、但騎歩は地形上に困るべし。

籠城は一曲輪切きりに討死と思ひ定むべし、三の丸より、二の丸より、本丸と、次第に引入ものに非ず、是籠城第一の覺悟なり。

境目の城を敵より圍む時は、本城より時日に移さず、後詰を遣はす事なれば、是非持堪へる事、境目、城番の覺悟なるべし。

籠城して敵を惱ますには、度々夜討をなすに如くはなし、但引返して入べき小口へは、迎ひ備を出し置べし。

塀裏人數配りは先づ塀裏に役所を懸け並べ、頭々の旗、馬印等は面々の役所の前に立置なり、人數組は上に言へる如く、愈々嚴密に定め置て、笠冑等の相印も省く事勿れ、偕人數は塀一間、二三人宛配るべし、陪卒無き人數組ならば、五伍二十五人に、塀裏八間、百人頭一組に三十二間守らすべし、又陪卒ある人數組ならば、一伍五人を一組とし、陪卒の數を計て、塀一間に三人の割にて、塀裏を渡すべし、勿論人數有り餘るならば、一間に四人も五人も配るべし、但塀裏に板を懸て、誰組某々守り場と書付べし、

陪卒あらば陪卒の數も面々の名下へ書付べし。

右の如く塀裏、人數配りを定め置いて、如何なる變動ありとも、己れの持場を立去る事勿れ、下知なきに立去る者は罪す。

士卒十人に一人の頭を添て、都合十一人はを一組の遊軍として一九に二三組乃至十組も設け置いて絶へず塀裏を見廻り、寄手ひごく攻懸る所へ本人數に加つて防ぐべし、此法甚便利なる人數定めなり。

平生敵の攻寄せざる時は、陪卒無き組は二十五人より三人宛立番し、陪卒ある組は一伍の總人數より三人宛立番すべし、但し陪卒のみ立番に用ふる事勿れ、五人の主人の内一人宛加りて勤むべし、夜も同然なり、但夜中は遊軍の中より助の夜番を出すべし、總て此物見立番は甚大切なる役なり、怠る事勿れ。

敵懸らざる時も、塀裏の人數、申合て半ば宛甲冑すべし、怠る事勿れ、怠る者は罪す。遊軍も四組あらば二組宛替り番に甲冑すべし、是又怠る事勿れ。

晝夜ともに立番夜廻りの者、敵の攻め懸るを知て、相圖の鳴物を鳴さば、本人數、遊軍共に甲冑を脱で休み居たる聲も、早く物の具固めて各持場へ相詰べし、怠る者は罪す、夜廻には足輕を用ふべき事なれ共、總人數疲れたるか又は軍士不足なる時は、百姓

町人等の物に動せぬ老年の者を用ふべし、是は三人を一組として、十組も二十組も設けて東五組、西五組等と定め置き晝夜引き切らず塀裏を廻るべし、尤一曲輪切に設け置べし、倍此廻りの人數は塀裏の本軍士と相横目に成て、互に懈怠を戒むべし、百姓町人の壯者を撰て二十人を一組とし、頭一人添て是を消防役に用ゐて、一九に二三組も設くべし、倍城中失火又は敵より火失等打懸ても塀裏の本軍士は言ふに及ばず、遊軍迄も少しも火の方へ拘はる事勿れ、愈持場を念入て守るべし、倍城中は言ふに及ばず城外たりとも失火焼亡あらば、夜中たりとも總人數起て甲冑すべし、籠城の趣意又人數配りの手當等右にて大概事足るなり、是より以下、守法守具を記す、何れも工夫を加ふべし。

塀裏の扣柱の上の貫へ板を渡して矢砲を發し、石を落す足代になすべし、石打の役は百姓、町人又は陪卒の物慣れたる者を用ふべし。城中の小路々々に虎落を結び置き、印無き者は通行する事を禁じ、忍びを防ぐ用心すべし。

塀裏は一間に三人の積りなれば、飛道具も不足にて、思ふ儘に發し難きなり、然る故に手ひごく寄手を射惱まさんと思ふ時は、塀裏一間に鐵砲三挺、弓二張、矢五十本、玉

三十本宛配り置き、大敵攻寄る時塀裏の足代又は挾間より隙間なく發し懸くるべし、敵ひるむなり。

塀裏は武者の守る所もあり、足輕の守る所もあり、又百姓町人等の守る所もあるべし、人數の多寡、城の大小と大將の方略とにあるべし。

籠城に用意すべき品々

塀裏に六七百匁より四五貫目までの石を夥しく積置べし、大石は落し懸て近寄者をひしぎ、小石は石彈きにて飛ばして敵を惱ますべし。

砂石を多く積置いて近寄者へ炒りて打懸べし。

穢汁、糞汁を溜めをき沸して敵へ灑き懸くべし。

乾土を灰に相和して貯置くべし、近寄者へ振ひ懸れば目鼻へ入て難儀するなり。

塀裏に五十目、百目の大長筒を設け置いて大將を狙い打にすべし、但し長さ八九尺なるべし。

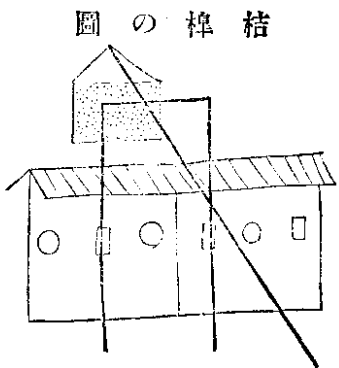
門櫓其外諸役所及び倉廩の近邊には水櫃、水桶等又は溜池等を設けて、水を貯へ置くべし、火矢、失火等の用心なり。

藁を竿の先に結付けて火を消す具に用ふべし。

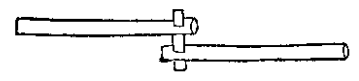
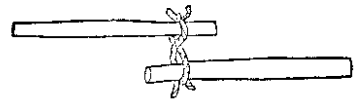
龍吐水、水彈きの類用意あるべし、又古き椀を夥しく貯へ置くべし、水を掬て物へ投げ懸るに他の器物より一段宜しき物なり。

塀裏に、折日々々毎に大材木三十本、小材木百本、大板三四十枚、小板二三百枚、竹千本、土俵二百俵、繩千尋、大釘萬本、錐五十本、鐵鎚五十、粗鋏五十挺宛、鑿、鋸、斧、大槌等悉く用意あるべし、塀、石垣等を打破られたる時、急に普請に用ふべき爲なり。

厚綿の蒲團の様の物又は藁籬わらざりの類、横六七尺、長さ五尺餘に拵へ、塀の上より四五尺向ふへ桔槔木にて指出して矢砲を防ぎ、其身は塀の上より乗出して、塀、石垣等の際へ寄り附く敵を討べし、桔槔木の圖左の如し。



石を弾く具あり、第一巻水戦の條に其圖を出す、又山城は大石を轉かす事あり、又阿
 蘭陀流に手自ら石を擲くる事あり、又「くるり」を以て塙、石垣へ附く人をなぐる事あ
 り、兩圖を左に出す。



くるりの圖

或はふり打とも言ふ

阿蘭陀人石擲替古、圖



的
 十
 二

右守具の大概なり、猶武備志、兵衛鈴録、グレイキスブック等見合て新製あるべし。籠城の時、城下近郷の民屋を悉く焼拂ひ、又攻具に成べき材木、粗鐵の類をば、悉く城中へ取入れ、又井の内へ穢物、毒物等を打入て、寄手に事缺かする事もあるなり。異國に倭と云て、城外六七里^{但し日本道也}の所に陣屋構を設け置きて、籠城の時、城外の人民の隠れ所とする事あり、面白き法なれ共、日本の氣象にては行ひ難く思はるる故、詳なる事は載せざるも、然りと雖とも志あらば、漸々に製する共、失政と言ふには非ず可考。國中に國主の倉庫、又は大社、大寺等あるものなり、平生心を用ゐて普請を加へ置いて、軍事ある時は出張の要害に致すべし。

右の次第にて、籠城の支度、大概事足るなり、猶和漢名將の籠城の方略を見聞して、工夫を附くべし、倍又此上に大事の心得あり、總て籠城に及ぶか、又は度々軍を仕損ずれば、將士共に心氣鬱屈して、伸ひざるものなり、心氣伸びざる時は、軍は言ふに及ばず、普請、防衛等、迄果敢々敷仕難きものなれば、將たる者、此所を能く吞込みて、自身は言ふに及ばず、士卒諸軍に至る迄力を落ざざる様に取扱ふ事、兵士を提ふる人の機轉器量なるべし、漢の高祖は、項羽と七十三度戦し、内七十二度負て、七十三度日に項羽を滅したり、然るに七十二度の負け、八ヶ年の間少しも心氣を

落したる事無くして、終に飛龍の業を成就し給へり、又義經没落して奥州へ下る一路主従共に鬱氣して力も脱落したるに、只辨慶のみ時々狂言を發して人を笑はせ、又は若輩なる口論を仕出して人氣を引立等して、危き道中を難なく奥州迄着したり、是ぞ辨慶の智識だけに、大切の所を能く吞込みたる故、此の如き狂言狂行を爲したるなり、一通りの勇僧とのみ思ふ事勿れ可貴。

海國兵談 第十三卷

操練

操練とは軍を出す時は言ふに及ばず、大平の時にも、人馬に軍の仕形を教へ置く事なり、異國にては周に是を治兵と言ひ、明に操練と言ふ、皆同事なり、日本の古は都に鼓吹司を置き、國々に軍團を置いて軍事を教へし事、史書に見ゆ、其外犬追物、牛追物又は戲道など、言ふ事も操練教旗の心持なり、孔子も以不教民戰是謂棄之と宣へり、然るに近世日本に操練の事絶へたり危しと言へし、其故は弓馬、鎗刀の小武藝たりとも稽古せざれば、其一藝不取廻しなるものなり、況や天下分目の大武藝を稽古無しに勤す事は不吟味の至りなるべし、大將たる人能々思惟あるべし、異國にては末世になりても、能く操練を致すと見えたり、其證據は大閩の朝鮮征伐は明の萬曆中にて其國數十年、太平續きたる時なれども、明より朝鮮へ加勢に來りし軍勢共其動止、駈引甚だ自在にして一身を使ふが如しとて、日本の諸將大に驚かれたり、又近世明和の頃、唐山、福州へ漂流して、三年にして日本へ歸りたる者の物語を聞きしに、南